

## 高石市が条例で指定した法人等に寄附された方へ

所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、高石市が条例により指定した法人又は団体に寄附金等をした個人で、寄附をした翌年の1月1日現在高石市にお住まいの方は、寄附をした翌年度の個人市民税で寄附金税額控除が受けられます。

### 高石市内にお住まいの方

1月1日から12月31日の1年間に2,000円を超えて寄附等をされた場合、支払った寄附金等の額に応じて、所得税及び個人市民税から一定額が控除されます。

控除を受けるためには、法人等が発行した寄附金受領証明書を添付し、翌年3月15日までに、税務署で所得税の確定申告する必要があります。(寄附金受領証明書は大切に保管してください)

なお、所得税が課税されず、個人市・府民税のみが課税される方で、寄附等をした翌年の1月1日現在高石市にお住まいの方は、高石市に市民税申告を行ってください。

- ※ 所得税については、控除の適用により所得税が減額されます。減額の結果、給与等であらかじめ納めた所得税額(源泉所得税)が納め過ぎになる場合は、所得税は還付されます。
- ※ 個人市民税の減額については、控除を適用し個人市民税をあらかじめ減額したうえで、納税通知書をお送りします。

### 高石市外にお住まいの方

寄附等をした翌年の1月1日現在において、高石市外にお住まいの方は、その寄附金等がお住まい都道府県・市区町村において、条例により寄附金税額控除の対象に指定されていなければ、税額控除の適用を受けることができません。条例の指定状況については、お住まいの市区町村にお問合せください。

### 個人市民税の寄附金税額控除の内容

対象となる寄附金(総所得金額の30%を限度)のうち、

2,000円を超える部分 × 税率6%

の税額が寄附をした翌年の個人市民税の所得割から控除されます。